

議案第 2 号 北海道核燃料税条例案

北海道核燃料税条例

(課税の根拠)

第1条 道は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第4号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- (3) 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額によって課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力によって課する核燃料税をいう。

(納税義務者等)

第3条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による検査（次条第3項において「使用前検査」という。）の全てに合格した日
- (2) 発電用原子炉について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。第5条第3項及び附則第3項において「原子炉等規制法」という。）第43条の3の16第1項の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

第4条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。第3項並びに附則第2項及び第5項において同じ。）に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割における課税期間（出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいう。以下同じ。）は、3月1日から5月末日まで、6月1日から8月末日まで、9月1日から11月末日まで及び12月1日から翌年2月末日までの各期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間を当該発電用原子炉に係る課税期間とする。

(1) 課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格した場合 使用前検査の全てに合格した日から当該課税期間の末日まで

(2) 電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。以下この項において同じ。）の廃止に係る同法第27条の27第3項の規定による届出（次号において「廃止届出」という。）を行い、課税期間の中途において、発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 当該課税期間の初日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで

(3) 一の課税期間の中途において、発電用原子炉が使用前検査の全てに合格し、かつ、廃止届出を行い、発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった場合 使用前検査の全てに合格した日から当該発電用原子炉が発電事業の用に供する電気工作物ではなくなった日と知事が認める日の前日まで
(課税標準)

第5条 核燃料税の課税標準は、価額割にあっては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。第8条第1項において同じ。）の価額とし、出力割にあっては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

3 第1項に規定する熱出力は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項の許可を受けた発電用原子炉の当該許可に係る同条第2項第3号の熱出力（原子炉等規

制法第43条の3の8第1項本文の規定による変更の許可を受けた場合は、当該変更後の熱出力)とする。

- 4 課税期間が3月に満たない場合における出力割の課税標準たる熱出力は、第1項の規定にかかわらず、同項及び前項に規定する熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た値を3で除して得た値とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(税率)

第6条 価額割の税率は、100分の8.5とする。

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき3万7,750円とする。

(徴収の方法)

第7条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第8条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月(第3条第2項第1号に掲げる場合にあっては、3月)を経過する日の属する月の末日(第5条第2項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定する日)までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して2月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書によって納付しなければならない。

- 3 前2項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第9条 核燃料税の納税義務者は、法第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、当該不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。）、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書で指定する期限までに納付書によって納付しなければならない。

(賦課徴収)

第10条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の定めるところによる。この場合において、同条例第3条第1項中「(10) 道固定資産税」とあるのは (10) 道固定資産税 (11) 核燃料税 と、同条例第8条第1項中「(10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地」とあるのは (10) 道固定資産税 大規模の償却資産の所在地 (10)の2 核燃料税 発電用原子炉の所在地 とする。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原

子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定による改正前の原子炉等規制法第43条の3の15の規定による検査（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第41条の規定による改正前の電気事業法第54条第1項の規定による発電用原子炉の検査であって平成25年7月7日までに終了しなかったもの（以下この項において「未了定期検査」という。）に後続して行われたものに限る。）であって令和2年3月31日までに終了しなかったものに後続して行われた原子炉等規制法第43条の3の16第1項の規定による検査で施行日以後も引き続き行われるものに係る第3条第2項第2号に規定する期間については、当該未了定期検査が開始された日をその始期とみなす。

（この条例の失効）

- 4 この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。
- 5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

説 明

原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 3 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備 に関する条例案

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(北海道職員等の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、医師及び歯科医師である職員のうち、北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。第6条第1号において「給与条例」という。)第4条第1項第4号アの医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び北海道病院事業条例(昭和42年北海道条例第45号)第1条に規定する病院事業に従事する職員であって同表に相当する給料表の適用を受けるものの定年は、年齢70年(道立の診療所に勤務する者にとっては、年齢75

年)とする。

第4条第1項中「の各号のいずれかの事由に該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員をその」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職務」を「当該職務」に、「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に、「の翌日」を「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「その」を「当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条第2項に規定する職員が占める職を除く。)とする。

- (1) 給与条例第17条の2第1項、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)第10条の3第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第2項において準用する場合を含む。)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)第19条の2第1項に規定する管理職員の職並びに北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年北海道条例第65号)第2条第3項及び北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成29年北海道条例第3号)第2条第3項の管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部(前号に掲げる職を除く。)
- (3) 前2号に掲げる職に準ずるものとして人事委員会規則で定める職
(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢(次条第1項第2号並びに第9条第1項及び第3項において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする

する職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「北海道警察本部長は、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この条において「特定地方警務官」という。）に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下この条において「特定任命」という。）」と、「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、同号及び同項第2号中「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員（）」とあるのは「特定地方警務官（）」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「、降任等」とあるのは「、特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章に

において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職

についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職す

る場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、道の加入する組合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(人事委員会規則への委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の4項を加える。

(定年に関する経過措置)

12 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 13 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、「75年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年	71年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年	72年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年	73年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年	74年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 14 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 15 北海道警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下この項において「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の

翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(北海道職員等の分限に関する条例の一部改正)

第2条 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「次条及び第2条の2において」を「以下」に、「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする」に改める。

第1条の4中「降任された場合又は」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）附則第50項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第45項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）附則第49項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）附則第50項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第45項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）附則第49項の規定による降給とする」とする。

3 第2条の2第7項の規定は、北海道職員の給与に関する条例附則第50項、北海道学校職員の給与に関する条例附則第45項又は北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第49項の規定による降給の場合には、適用しない。この

場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(北海道職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 北海道職員の懲戒に関する条例（昭和27年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「」の次に「額の」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項又は第8条第1項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第11項を削る。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、次項第4号及び第7項において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第4号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「当たりの、」を「当たりの」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第19条の4及び」を「第19条の4第2項第1号及び第2号並びに」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100を」に、「100分の57.5」を「100分の57.5を」に改める。

第19条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の4第3項中「第8条の2」を「第5条第2項から第9項まで、第8条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の8項を加える。

50 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第52項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

51 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用され

ている職員及び常時勤務に服することを要しない職員

(2) 北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員

(3) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

52 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第54項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第50項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第50項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

53 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

54 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第50項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第52項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

れる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

55 附則第52項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第50項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

56 附則第52項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第19条第5項（第19条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第19条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第52項、第54項又は第55項の規定による給料の額との合計額」とする。

57 附則第50項から前項までに定めるもののほか、附則第50項の規定による給料月額、附則第52項の規定による給料その他附則第50項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

| 基 準
給 料 月 額 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 円
315,100 | 円
356,800 | 円
389,900 | 円
441,000 | 円
521,400 |

別表第 2 再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

別表第 3 再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第 4 アの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

別表第 4 イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額			
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900

| 基 準
給 料 月 額 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 円
282,100 | 円
322,800 | 円
365,000 | 円
426,500 |

別表第 4 ウの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額			
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800

基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円 289,100	円 326,200	円 370,600

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。)を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「再任用職員及び」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

第5条の2第1項中「退職した者」の次に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)」を加える。

第5条の3中「10年」を「15年」に改め、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「第3条ただし書」を「第3条第2項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となった後に退職した者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3の2 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第40項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下この項及び附則第40項において同じ。)により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例又は人事委員会規則が制定された場合において、当該条例又は人事委員会規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第1項に規定する俸給月額

の減額改定をいう」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」及び「同項第2号イ」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「に60」を「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）に60」に改める。

第6条の3の表第6条の項中「第3条ただし書」を「第3条第2項」に改め、同表第6条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項（」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第6条の2第1号の項中欄中「特定減額前給料月額」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加え、同項右欄中「及び」を「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）及び」に、「第3条ただし書」を「第3条第2項」に改め、同表第6条の2第2号の項中「第3条ただし書」を「第3条第2項」に改める。

第6条の4第1項中「。以下「」を「。第7条第4項において「」に、「(以下」を「(以下この項及び第5項において」に改める。

第6条の5第1項中「及び」を「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「地方公務員法」を「法」に、「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改め、同項第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第1項中「因る」を「よる」に改める。

附則第31項中「第5条の3」を「第5条の3の2まで及び附則第43項から第51項」に改める。

附則第32項中「第5条の2」の次に「(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第46項」を加える。

附則第33項中「第5条」の次に「又は附則第44項」を加える。

附則第34項中「附則第11条」を「附則第13条」に改める。

附則中第41項を第42項とし、第40項を第41項とし、第39項の次に次の1項を加える。

40 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額
の減額改定（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定
する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたこ
とがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達
しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準
ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定に
よる俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則に次の11項を加える。

ては知事が定める年齢とする。)に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第45項各号に掲げる職員以外の職員にあっては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあっては70歳とし、同項第3号に掲げる職員にあっては知事が定める年齢とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 48 当分の間、第5条第1項第3号及び第6号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であって、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(知事が定める者を除く。)に対する第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2)」と、同項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が同条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年が同条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2)」とする。

附則第45項各号に掲げる職員以外の職員	60歳
附則第45項第1号に掲げる職員	65歳
附則第45項第2号に掲げる職員	70歳
附則第45項第3号に掲げる職員	知事が定める年齢

49 当分の間、第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3中「15年」とあるのは「10年」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同項の表の右欄に掲げる字句とする。

50 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第48項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「附則第48項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、同項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が同条例第3条第2項に規定す

る年齢である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「附則第48項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と同条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 51 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第48項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、同項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が同条例第3条第2項に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。
- 52 当分の間、附則第48項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日後における最初の3月31日（以下「旧定年退職日」という。）後にその者の非違によることなく退職した場合において、その者につき第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第31項

から第33項まで、第43項から第46項まで及び第51項、条例第3号附則第3項から第6項まで、北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第79号）附則第13項並びに北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第12号）附則第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額よりも、その者が旧定年退職日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の旧定年退職日までの勤続期間及び旧定年退職日における給料月額を基礎として、これらの規定により計算した退職手当の額が多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

53 職員のうち第7条第5項及び第6項、第8条第1項から第5項まで並びに第8条の2第1項及び第2項の規定により第5条の2第2項第2号から第22号までの規定に規定する期間が第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、旧定年退職日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが旧定年退職日後にその者の非違によることなく退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として知事が定める額」とする。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条の2第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「任用される」を「任用されている」に改め、「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。同号において同じ。）を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第15条第1項の表第5条第10項の項を削り、同表第11条第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務

職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条第2項の表第6条第10項の項を削り、同表第10条の2の4第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）」に改め、同条第3項の表第6条第10項の項を削り、同表第13条第2項第3号の項及び第16条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同表第16条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。）」に改める。

第16条第1項の表第14条第3項の項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項、第27条第3項及び第29条第3項の項及び第30条の2第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項の表第6条第3項の項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第7条第2項の項及び第16条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第3項の表第11条第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）」に改め、同条第4項の表第10条の2の4第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間

勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同表第14条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）」に改め、同条第5項の表第13条第2項第3号の項及び第16条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削り、同表第16条第5項の項中「育児休業条例」を「北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）」に改める。

第24条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則に次の3項を加える。

（道職員給与条例附則第50項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 9 育児短時間勤務職員等に対する道職員給与条例附則第50項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間等条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（学校職員給与条例附則第45項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 10 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第45項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、学校職員給与条例附則第45項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（警察職員給与条例附則第49項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

- 11 育児短時間勤務職員等に対する警察職員給与条例附則第49項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第8条第1項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

(北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第12条 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成18年北海道条例第86号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一

部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第11項を削る。

第10条の2の4第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、次項第4号及び第7項において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第4号において」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該学校職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該学校職員」に改める。

第10条の4第1項中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第19条の4及び」を「第19条の4第2項第1号及び第2号並びに」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100を」に、「100分の57.5」を「100分の57.5を」に改める。

第19条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の3第2項中「第9条の2」を「第6条第2項から第9項まで、第9条の2」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の8項を加える。

45 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第47項において「特定日」という。）以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該学校職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

46 前項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用されている学校職員その他の法律により任期を定めて任用されている学校職員及び常時勤務に服することを要しない学校職員
- (2) 北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- (3) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している学校職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた学校職員を除く。）
- (4) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長

された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める学校職員

- 47 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第49項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第45項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第45項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 48 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該学校職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。
- 49 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(附則第45項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第47項に規定する学校職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 50 附則第47項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第45項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定める

ところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

51 附則第47項又は前2項の規定による給料を支給される学校職員に対する第10条の4第1項及び第12条第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第47項、第49項又は第50項の規定による給料の額との合計額」とする。

52 附則第45項から前項までに定めるもののほか、附則第45項の規定による給料月額、附則第47項の規定による給料その他附則第45項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の学校職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

| 基 準
給 料 月 額 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 円
315,100 | 円
356,800 | 円
389,900 | 円
441,000 | 円
521,400 |

別表第2アの表再任用職員以外の学校職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第2イの表再任用職員以外の学校職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第14条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第5条の2」を「第6条」に改める。

第2条第2項の表給与条例第10条の2の4第3項の項中「第5条の2」を「第6条」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

別表第1再任用職員以外の学校職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第15条 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第16条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第3条第1項中「その者」を「当該教育職員」に改める。

第9条第3項第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 給与条例附則第47項、第49項又は第50項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定による給料を支給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）附則第47項、第49項又は第50項（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定による給料の額との合計額」とする。

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第17条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第3項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第18条 北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第11項を削る。

第13条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この項、次項第4号及び第7項において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」を「以下この号及び第4号において」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第4号中「その者」を「当該職員」に改め、

同条第3項各号列記以外の部分中「以下」を「第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」を「以下この号において」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項及び第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第2項中「第22条の4及び」を「第22条の4第2項第1号及び第2号並びに」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100を」に、「100分の57.5」を「100分の57.5を」に改める。

第22条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第6条第2項から第9項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第2項中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則に次の10項を加える。

49 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第51項及び第53項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

50 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用され

ている職員及び常時勤務に服することを要しない職員

- (2) 北海道職員等の定年等に関する条例第3条第2項に規定する職員
- (3) 北海道職員等の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 北海道職員等の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

51 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第55項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第53項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

52 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

53 警察法第56条の4第1項本文の規定による任命により職員となった者のうち、特定日給料月額が当該任命の日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号

に規定する公安職俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第49項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

54 附則第52項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第52項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

55 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第49項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第51項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第52項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

56 附則第51項、第53項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第49項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第51項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

57 附則第51項、第53項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第22条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第51項、第53項、第55項又は第56項の規定による給料の額との合計額」とする。

58 附則第49項から前項までに定めるもののほか、附則第49項の規定による給料月額、附則第51項及び第53項の規定による給料その他附則第49項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100

| 基 準
給 料 月 額 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 円
319,200 | 円
342,800 | 円
377,900 | 円
409,500 |

別表第2再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

| 基 準
給 料 月 額 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 円
315,100 | 円
356,800 | 円
389,900 | 円
441,000 | 円
521,400 |

別表第3再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

別表第4再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第5再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員	基 準 給 料 月 額			
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800

基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
円 289,100	円 326,200	円 370,600

(北海道職員等の再任用に関する条例の廃止)

第19条 北海道職員等の再任用に関する条例（平成13年北海道条例第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

(北海道職員等の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の北海道職員等の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の北海道職員等の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規

定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（こ

の項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号及び附則第8項において同じ。）
をされたことがある者

- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、道の加入する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項、附則第16項及び第17項において同じ。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、道の加入する組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第16項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用

することができる。

14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

15 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

16 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、道の加入する組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、道の加入する組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

19 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とす

る。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

20 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

21 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

22 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項各号に掲げる職に係る年齢とする。

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第18項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第25項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

25 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第23項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

26 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 第4条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第50項から第57項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 29 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 30 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項又は第8条第1項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 31 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項又は第8条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 32 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 34 新給与条例第19条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第

号) 附則第 8 項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 35 北海道職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項、第 5 項及び第 7 項から第 9 項まで、第 8 条の 2 から第 10 条まで、第 10 条の 3、第 12 条の 2、第 12 条の 3 並びに第 20 条並びに新給与条例第 5 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 36 暫定再任用職員に対する第 5 条の規定による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「以下「職員」とあるのは「地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年北海道条例第 号) 附則第 8 項に規定する暫定再任用職員(次項において「暫定再任用職員」という。)を除く。以下「職員」と、同条第 2 項ただし書中「法」とあるのは「暫定再任用職員及び法」とする。

(北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 37 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 6 条の規定による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第 14 条第 3 項、第 14 条の 3 第 3 項、第 14 条の 4 第 3 項、第 14 条の 5 第 3 項、第 27 条第 3 項、第 29 条第 3 項及び第 30 条の 2 第 3 項の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 38 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第 7 条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「定めて任用されている職員」とあるのは、「定めて任用されている職員(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年北海道条例第 号) 附則第 8 項に規定する暫定再任用職員(同条例附則第 29 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を除く。)を除く。)」とする。

(北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 39 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第

9条の規定による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項、第3条、第4条第2項、第8条第1項及び第13条第1項の規定を適用する。

(公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第10条の規定による改正後の公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用されている職員」とあるのは、「定めて任用されている職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第29項に規定する暫定再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）」とする。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 第13条の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第45項から第52項まで（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

42 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）第5条第2項に規定する給料表又は学校職員給与条例附則第5項において定めのあることとされる医療職給料表（これらの給料表を市町村立学校職員給与条例第2条第1項において準用する場合を含む。附則第44項において同じ。）の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第1項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。附則第44項において同じ。）の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

43 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤

務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

44 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される学校職員給与条例第5条第2項に規定する給料表又は学校職員給与条例附則第5項において定めのあることとされる医療職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、学校職員給与条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

45 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第10条の2の4第2項並びに第14条第2項及び第3項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

46 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第19条第3項及び第20条の2第2項（これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

47 新学校職員給与条例第19条の4第1項（市町村立学校職員給与条例第2条第

2項において準用する場合を含む。)の学校職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の新学校職員給与条例第19条の4第2項各号(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る新学校職員給与条例第19条の4第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年北海道条例第 号)附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

48 学校職員給与条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第9条の2、第10条、第11条の2、第11条の3並びに第20条並びに新学校職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項(これらの規定を市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

49 第14条の規定による改正後の市町村立学校職員給与条例の施行に伴う経過措置については、附則第42項から第44項までの規定を準用する。この場合において、中学校、義務教育学校及び小学校の教育職員に係るこれらの規定の準用については、附則第42項中「北海道学校職員の給与に関する条例(以下「学校職員給与条例」という。)第5条第2項に規定する給料表又は学校職員給与条例附則第5項において定めのあることとされる医療職給料表(これらの給料表を市町村立学校職員給与条例第2条第1項において準用する場合を含む。附則第44項において同じ。)」とあるのは「第14条の規定による改正後の市町村立学校職員給与条例(附則第44項において「新市町村立学校職員給与条例」という。)別表第1の教育職給料表」と、「、学校職員給与条例」とあるのは「、北海道学校職員の給与に関する条例(同項において「学校職員給与条例」という。)」と、附則第44項中「学校職員給与条例第5条第2項に規定する給料表又は学校職員給与条例附則第5項において定めのあることとされる医療職給料

表」とあるのは「新市町村立学校職員給与条例別表第1の教育職給料表」と読み替えるものとする。

(北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 50 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第15条の規定による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第3項、第7条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 51 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第16条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第9条第3項の規定を適用する。

(北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 52 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第17条の規定による改正後の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条、第3条第3項、第4条、第5条第2項及び第13条第1項(これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 53 第18条の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例(以下「新警察職員給与条例」という。)附則第49項から第58項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 54 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 55 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 56 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される北海道地方警察職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表又は同条例附則第45項において定めのあることとされる給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 57 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第13条第2項並びに第16条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 58 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新警察職員給与条例第22条第3項の規定を適用する。
- 59 新警察職員給与条例第22条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年北海道条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 60 北海道地方警察職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第10条から第12条まで、第14条の2、第14条の3並びに第23条並びに新警察職員給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再

任用職員には適用しない。

(人事委員会規則への委任)

61 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

62 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条まで」の次に「又は附則第43項若しくは第44項」を加え、「第5条の3」を「第5条の3の2まで及び附則第43項から第51項」に改める。

附則第4項中「第5条の2」の次に「(同条例第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第46項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第44項」を加える。

附則第6項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

63 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項の表第11条第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同条第3項の表第10条の2の4第2項第3号の項及び第14条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第14条第4項の項を削り、同条第4項の表第13条第2項第3号の項及び第16条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削る。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

64 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5条の3」を「第5条の3の2」に改める。

説 明

地方公務員法等の改正に鑑み、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢による降任等に関し必要な事項を定めるとともに、年齢60年を超える職員に係る給与等に関する特例を定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 4 号 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「」が18日」を「第10条の2において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81号）第2条において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合にあっては、同項各号に掲げる日及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条に規定する開校記念日）の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条の2において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第10条の2中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の2の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

（北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年北海道条

例第66号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「北海道職員等の退職手当に関する条例」に改める。

説 明

国家公務員の非常勤職員に対する退職手当の改正に鑑み、会計年度任用職員に対する退職手当の支給要件を緩和することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 5 号 北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1の3の項から1の5の項までの規定中「2,000円」の次に「(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)」を加え、同表1の6の項中「一般旅券（記載事項変更旅券）発給手数料」を「一般旅券（残存有効期間同一旅券）発給手数料」に改め、「2,000円」の次に「(旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円)」を加え、同表1の8の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請された旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る手数料については、なお従前の例による。

説 明

旅券法の改正に鑑み、未交付のまま失効した一般旅券の申請者に係る再度の一般旅券の発給の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 6 号 北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改め、「若しくは(6)」を削り、「の届出、(9)の返納又は(11)」を「若しくは(10)の返納、(8)の届出又は(12)」に改め、同項(4)中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項(12)中「第3条第2項」を「第7条第2項」に、「出頭した者が申請者の指定した者である」を「申請者に代わり出頭した者が法第3条第6項各号に掲げる者に該当する」に改め、同項中(12)を(13)とし、同項(11)中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、同項(8)中「人違いでない」を「本人である」に改め、同項中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第8条第3項後段の規定による申請者が現に所持する一般旅券の返納の受理

別表第1の2の項(6)を削り、同項(5)中「及び第12条第3項」を削り、「第2項」を「第3項」に改め、同項中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、旅券法に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 7 号 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「湧別町」を「湧別町 滝上町」に改める。

別表第4中「根室市」を「根室市 深川市」に、「北斗市」を「北斗市 松前町」に、「七飯町」を「七飯町 鹿部町」に、「長沼町」を「倶知安町 長沼町」に改める。

別表第5中「名寄市」を「名寄市 深川市」に、「北斗市」を「北斗市 松前町」に、「七飯町」を「七飯町 鹿部町」に、「長沼町」を「倶知安町 長沼町」に、「沼田町」を「雨竜町 北竜町 沼田町」に改める。

別表第6中「北斗市」を「北斗市 松前町」に、「七飯町」を「七飯町 鹿部町」に、「長沼町」を「倶知安町 長沼町」に、「北竜町」を「雨竜町 北竜町」に改める。

別表第7中「島牧村」を「島牧村 寿都町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、浄化槽法及び特定非営利活動促進法に基づく事務の一部を市町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例案

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の一部を改正する条例

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例（令和2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「再生」の次に「及び新たな事業の創出」を加える。

第3条第1項中「とき」の次に「又は新たな事業の創出に資すると認めるとき」を加え、同項第2号中「計画」の次に「又は債務の弁済に関する計画」を加え、同項第3号中「又は」を「若しくは」に改め、「計画」の次に「又は当該特定支援決定を受けた中小企業者等の債務の弁済に関する計画」を加え、同項第5号中「に規定する」を「の」に、「の支援」を「が同条第5項の規定に基づき決定した事項等に従い同法第134条第2項に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言」に改め、同項に次の1号を加える。

- (8) 中小企業の事業再生等に関する私的整理手続を定めたものとして知事が認めたものに基づき策定された中小企業者等の事業の再生に関する計画又は債務の弁済に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

新たに中小企業の事業再生等に関する私的整理手続が定められたことに鑑み、北海道信用保証協会が行う求償権の放棄等を承認することができる要件を追加することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 9 号 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「平取町」を「日高町 平取町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の7の項の左欄に掲げる事務に係る農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては日高町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、日高町長のした処分その他の行為又は日高町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

説 明

市町村への権限移譲の推進を図るよう、農業振興地域の整備に関する法律に基づく事務の一部を日高町が処理することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 10 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の95の項のア及びイを次のように改める。

- ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（イ）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項、次項及び99の項から101の項までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあっては、9,100円）
- （ア）（イ）に掲げる場合以外の場合 44,000円
- （イ）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から101の項ま

でにおいて「基準省令」という。) 第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合
25,200円

- イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、99の項及び100の項において同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。） 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額）
- (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分

の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
85,200円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）
- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
118,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの
165,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円）
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの
235,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、56,700円）
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
336,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、98,600円）
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの

454,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、154,000円）

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの
594,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、193,000円）

h 住宅の戸数が301戸以上のもの 697,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、206,000円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 129,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）

b 床面積の合計が300

平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 213,000円
(評価機関審査を受け
た場合にあつては、
35,300円)

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
332,000円(評価機関
審査を受けた場合に
あつては、98,600円)

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 426,000
円(評価機関審査を受
けた場合にあつては、
154,000円)

別表第1の95の項のうち「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同項のウ(ア)中「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同項のウ(イ)中「エ(イ)」を「オ(イ)」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同項中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に適合している
共同住宅等の用途に供する
建築物又は複合建築物の住

宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの

44,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの

62,900円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの

88,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円）

- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの
131,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、56,700円）
 - e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
195,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、98,600円）
 - f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
276,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、154,000円）
 - g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの
356,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、193,000円）
 - h 住宅の戸数が301戸以上のもの 406,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、206,000円）
- (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の

住戸以外又は複合建築物
の住宅部分の住戸以外の
床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ次に定める
金額

- a 床面積の合計が300
平方メートル以内のも
の 60,600円（評価機
関審査を受けた場合に
あっては、14,700円）
- b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 104,000円
（評価機関審査を受け
た場合にあっては、
35,300円）
- c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
191,000円（評価機関
審査を受けた場合に
あっては、98,600円）
- d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 261,000
円（評価機関審査を受
けた場合にあっては、

154,000円)

別表第1の95の項摘要欄アを削り、同欄イ中「住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ」に改め、同欄中イをアとし、同欄ウ中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ又はウ及びエ」に改め、同欄中ウをイとし、エを削り、オをウとし、同表の96の項の ア中「1戸又は」を削り、同項のイ及びウを次のように改める。

- イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（イ）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、9,100円）
 - (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 26,600円
 - (イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 16,800円
- ウ 共同住宅等の用途に供す

る建築物又は複合建築物
（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合
（エに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの
49,900円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
70,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）

- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの
100,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円）
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの
146,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、56,700円）
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
217,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、98,600円）
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
304,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、154,000円）
- g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの
394,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、193,000円）
- h 住宅の戸数が301戸以上のもの 451,000

円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
206,000円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの
70,500円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
122,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
213,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、98,600円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 288,000
円（評価機関審査を受
けた場合にあっては、
154,000円）

別表第1の96の項のエ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同項のエ(ア)及び(イ)中「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同項中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に適合している
共同住宅等の用途に供する
建築物又は複合建築物の住
宅部分に係る変更認定を申
請する場合 当該申請に係
る1棟の建築物の共同住宅
等又は複合建築物の住宅部
分について、(ア)に定める金
額に(イ)に定める金額を加え
た金額（住戸以外の部分を
有さない建築物にあって
は、(ア)に定める金額）
(ア) 次に掲げる当該申請の
対象である共同住宅等又
は複合建築物の住宅部分
の戸数の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金額
a 住宅の戸数が2戸以

- 上5戸以内のもの
29,300円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円）
- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの
42,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,600円）
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの
62,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、35,300円）
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの
93,600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、56,700円）
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの
146,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、98,600円）
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの
215,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、154,000

円)

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの
274,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、193,000円)

h 住宅の戸数が301戸以上のもの 306,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、206,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 35,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、14,700円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 68,400円（評価機関審査を受け

た場合にあっては、
35,300円)

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
143,000円（評価機関
審査を受けた場合に
あっては、98,600円)

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 206,000
円（評価機関審査を受
けた場合にあっては、
154,000円)

別表第1の96の項摘要欄アを削り、同欄イ中「住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ」に改め、同欄中イをアとし、同欄ウ中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ又はエ及びオ」に改め、同欄中ウをイとし、エを削り、オをウとし、同表の97の項のア(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この項から101の項までにおいて「」及び「」という。）」を削り、同表の99の項のア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合
建築物（住宅の戸数が1戸

のものに限る。(ア)及び(イ)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 40,400円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 44,900円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅

部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,600円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,200円

イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
79,700円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの
131,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの
223,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円）
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 318,000円
（評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300

平方メートル以内のもの
の 79,700円（評価機
関審査を受けた場合に
あっては、12,200円）

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 131,000円
（評価機関審査を受け
た場合にあっては、
24,200円）

c 床面積の合計が
2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの
223,000円（評価機関
審査を受けた場合に
あっては、52,000円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 318,000
円（評価機関審査を受
けた場合にあっては、
91,700円）

別表第1の99の項のうち「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同項のウ(ア)及び(イ)中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同項中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に適合している
共同住宅等の用途に供する
建築物又は複合建築物の住
宅部分に係る認定を申請す
る場合 当該申請に係る1
棟の建築物の共同住宅等又
は複合建築物の住宅部分に
ついて、(ア)に定める金額に
(イ)に定める金額を加えた金
額（住戸以外の部分を有さ
ない建築物にあっては、(ア)
に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の
対象である共同住宅等又
は複合建築物の住宅部分
の戸数の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以
上4戸以内のもの
39,200円（評価機関審
査を受けた場合にあっ
ては、12,200円）

b 住宅の戸数が5戸以
上15戸以内のもの
66,500円（評価機関審
査を受けた場合にあっ
ては、24,200円）

c 住宅の戸数が16戸以

上45戸以内のもの
118,000円（評価機関
審査を受けた場合に
あっては、52,000円）

d 住宅の戸数が46戸以
上のもの 178,000円
（評価機関審査を受け
た場合にあっては、
91,700円）

(イ) 次に掲げる当該申請の
対象である共同住宅等の
住戸以外又は複合建築物
の住宅部分の住戸以外の
床面積の合計の区分に応
じ、それぞれ次に定める
金額

a 床面積の合計が300
平方メートル以内のも
の 39,200円（評価機
関審査を受けた場合に
あっては、12,200円）

b 床面積の合計が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
内のもの 66,500円
（評価機関審査を受け
た場合にあっては、
24,200円）

c 床面積の合計が

2,000平方メートルを
超え5,000平方メー
トル以内のもの

118,000円（評価機関
審査を受けた場合に
あっては、52,000円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを
超えるもの 178,000
円（評価機関審査を受
けた場合にあっては、
91,700円）

別表第1の99の項摘要欄アを削り、同欄イ中「住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ」に改め、同欄中イをアとし、同欄ウ中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ又はウ及びエ」に改め、同欄中ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとし、同表の100の項のア中「1戸又は」を削り、同項のイ及びウを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅又は複合
建築物（住宅の戸数が1戸
のものに限る。（ア）及び（イ）に
おいて同じ。）の住宅部分
の変更認定を申請する場合
次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める

金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）

(ア) (イ)に掲げる場合以外の
場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 23,800円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 26,000円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの

の 14,000円

b 床面積の合計が200

平方メートルを超える

もの 14,800円

ウ 共同住宅等の用途に供す

る建築物又は複合建築物

(住宅の戸数が1戸のもの

を除く。以下ウ及びエにお

いて同じ。)の住宅部分の

変更認定を申請する場合

(エに掲げる場合を除

く。)当該申請に係る1

棟の建築物の共同住宅等又

は複合建築物の住宅部分に

ついて、(ア)に定める金額に

(イ)に定める金額を加えた金

額(住戸以外の部分を有さ

ない建築物又は基準省令第

14条第2項第2号に掲げる

住宅にあっては、(ア)に定め

る金額)

(ア)次に掲げる当該申請の

対象である共同住宅等又

は複合建築物の住宅部分

の戸数の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以

上4戸以内のもの

46,000円(評価機関審

査を受けた場合にあっては、12,200円)

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの
78,100円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの
137,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 205,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 46,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)

- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,100円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 137,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 205,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

別表第1の100の項のオ中「オ及びカ」を「ウ及びエ」に改め、同項中オをカとし、同項のエ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同項のエ(ア)及び(イ)中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同項中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 基準省令第10条第2号イ
(2)及びロ(2)に適合している

共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの
25,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円）
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの
45,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円）
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの
85,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、42,200円）

査を受けた場合にあっては、52,000円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 134,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、91,700円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 25,400円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、12,200円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 45,100円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、24,200円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー

トル以内のもの
85,100円（評価機関審査を受けた場合にあっては、52,000円）

d 床面積の合計が
5,000平方メートルを超えるもの 134,000
円（評価機関審査を受けた場合にあっては、
91,700円）

別表第1の100の項摘要欄アを削り、同欄イ中「住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ」に改め、同欄中イをアとし、同欄ウ中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ又はエ及びオ」に改め、同欄中ウをイとし、エを削り、オをウとし、カをエとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正に鑑み、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、共同住宅等の住戸を単位とした申請区分を廃止する等所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 11 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、令和4年6月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。

説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和4年11月7日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を増額することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 12 号 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700

給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
361,800	410,600	450,200	510,100	
363,800	412,400	451,600	511,600	
365,700	414,300	453,100	513,100	
367,700	416,100	454,500	514,200	
369,600	417,600	455,800	515,300	
371,600	419,100	457,100	516,500	
373,600	420,700	458,300	517,700	
375,100	422,300	459,300	518,700	
376,900	423,600	460,000	519,600	
378,700	424,900	460,800	520,500	
380,300	426,100	461,500	521,400	
382,100	427,300	462,200	522,200	
383,500	428,600	463,000	523,100	
385,000	429,900	463,700	523,800	
386,600	431,100	464,300	524,300	

	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
再任	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
用職	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
員以	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
外の	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
職員	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500

388,000	432,300	464,800	525,000
389,200	433,100	465,400	525,600
390,400	433,900	466,000	526,400
391,500	434,700	466,600	527,000
392,600	435,300	467,100	527,500
393,800	436,000	467,600	528,100
395,000	436,700	468,000	528,900
396,100	437,400	468,300	529,500
396,800	438,200	468,600	530,000
397,500	439,000		
398,200	439,400		
398,900	440,100		
399,500	440,600		
400,100	441,000		
400,600	441,400		
401,000	441,800		
401,400	442,200		
401,700	442,600		
402,000	443,000		
402,300	443,300		
402,600	443,600		
402,900	444,000		
403,200	444,300		
403,500	444,600		
403,800	444,900		
404,100			
404,400			
404,700			
405,000			
405,300			
405,600			
405,900			
406,100			
406,400			
406,700			
407,000			
407,200			
407,500			
407,800			
408,000			
408,200			
408,500			
408,800			

80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94		294, 900	342, 600	381, 500	
95		295, 200	343, 100	381, 900	
96		295, 600	343, 500	382, 300	
97		295, 800	343, 700	382, 600	
98		296, 100	344, 100	383, 100	
99		296, 500	344, 500	383, 500	
100		296, 900	344, 800	383, 900	
101		297, 100	345, 100	384, 200	
102		297, 400	345, 500	384, 700	
103		297, 800	345, 900	385, 100	
104		298, 100	346, 300	385, 500	
105		298, 300	346, 800	385, 800	
106		298, 600	347, 200		
107		299, 000	347, 600		
108		299, 300	348, 000		
109		299, 500	348, 500		
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			
117		301, 900			
118		302, 100			
119		302, 400			
120		302, 700			
121		303, 100			
122		303, 300			

409,000

409,200

409,500

409,800

410,000

410,200

	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条

315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400
	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200
	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200
	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300
	33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800
	34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100
	35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400
	36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600

	37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800
	38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800
	39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800
	40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800
	41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200
	42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800
	43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500
	44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200
	45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800
	46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100
	47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700
	48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200
	49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500
	50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200
	51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900
	52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600
	53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200
再任	54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900
用職	55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600
員以	56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200
外の	57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600
職員	58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300
	59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000
	60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700
	61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100
	62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400
	63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700
	64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000
	65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200
	66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500
	67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800
	68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100
	69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300
	70			369,600	422,000	449,600
	71			370,000	422,600	449,900
	72			370,300	423,200	450,100
	73			370,800	423,700	450,300
	74			371,000	424,300	450,600
	75			371,500	424,800	450,900
	76			371,900	425,400	451,100
	77			372,200	425,900	451,300
	78			372,700	426,500	451,600
	79			373,200	427,200	451,900

80			373,700	427,800	452,100
81			374,200	428,100	452,300
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400	433,000	
91			378,900	433,700	
92			379,400	434,400	
93			379,700	434,600	
94			380,100	435,100	
95			380,600	435,800	
96			381,000	436,500	
97			381,500	436,700	
98			381,800		
99			382,300		
100			382,700		
101			383,300		
102			383,600		
103			384,100		
104			384,500		
105			385,100		
106			385,400		
107			385,900		
108			386,300		
109			386,900		
110			387,200		
111			387,700		
112			388,100		
113			388,700		
再任用職員	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200

	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
再任	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
用職	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
員以	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
外の	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
職員	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600	439,900	
	75	265,700	319,700	389,200	440,400	
	76	266,700	320,800	389,900	440,900	
	77	267,700	321,900	390,600	441,400	
	78	268,800	322,900	391,200	442,000	
	79	270,000	323,800	391,800	442,500	

80	270, 900	324, 700	392, 400	443, 000
81	272, 100	325, 800	393, 000	443, 500
82	273, 300	326, 600	393, 600	444, 100
83	274, 500	327, 300	394, 200	444, 600
84	275, 500	328, 100	394, 800	445, 100
85	276, 600	328, 600	395, 300	445, 600
86	277, 600	329, 100	395, 800	
87	278, 700	329, 600	396, 300	
88	279, 700	330, 100	397, 000	
89	280, 500	330, 400	397, 400	
90	281, 700	330, 900	397, 900	
91	282, 700	331, 400	398, 400	
92	283, 900	331, 900	399, 100	
93	284, 800	332, 200	399, 500	
94	285, 800	332, 600	400, 000	
95	286, 800	333, 100	400, 500	
96	287, 800	333, 600	401, 200	
97	288, 100	334, 100	401, 600	
98	289, 000	334, 600	402, 100	
99	289, 700	335, 100	402, 600	
100	290, 600	335, 600	403, 300	
101	291, 500	336, 100	403, 700	
102	292, 200	336, 600		
103	292, 900	337, 100		
104	293, 600	337, 600		
105	294, 300	338, 100		
106	294, 800	338, 500		
107	295, 300	339, 000		
108	295, 800	339, 400		
109	296, 000	339, 900		
110	296, 400	340, 300		
111	296, 700	340, 800		
112	297, 000	341, 200		
113	297, 300	341, 700		
114	297, 600	342, 100		
115	297, 900	342, 600		
116	298, 200	343, 000		
117	298, 500	343, 500		
118	298, 900	343, 900		
119	299, 200	344, 300		
120	299, 600	344, 700		
121	299, 900	345, 100		

再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
	号 俸	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円		円		円		円	
	1	253,600		338,400		400,400		471,700	
	2	256,100		341,400		403,300		474,000	
	3	258,600		344,200		405,900		476,200	
	4	261,100		347,100		408,600		478,500	
	5	263,300		349,800		411,000		480,700	
	6	267,100		352,800		413,300		482,900	
	7	270,900		355,900		415,400		485,100	
	8	274,700		358,700		417,300		487,300	
	9	278,300		361,100		419,500		489,300	
	10	282,300		363,700		422,200		491,400	
	11	286,300		366,400		424,800		493,500	
	12	290,300		369,200		427,500		495,600	
	13	294,000		372,100		429,900		497,700	
	14	298,000		375,600		432,400		499,800	
	15	301,900		378,600		434,800		501,900	
	16	305,700		382,200		437,300		504,000	
	17	309,300		385,600		439,300		506,100	
	18	312,800		388,300		441,700		508,100	
	19	316,300		390,800		444,000		510,100	
	20	319,800		393,400		446,400		512,100	
	21	323,400		396,100		447,900		513,900	
	22	327,100		398,300		450,300		515,700	
	23	330,500		400,200		452,600		517,600	
	24	333,800		401,800		454,900		519,500	
	25	337,300		403,800		456,900		521,200	
	26	339,800		406,100		459,200		523,000	
	27	342,400		408,300		461,400		524,800	
	28	344,700		410,600		463,700		526,600	
	29	347,100		412,900		465,800		528,200	
	30	348,900		415,000		468,100		530,000	
	31	350,700		417,000		470,400		531,800	
	32	352,700		419,100		472,600		533,600	
	33	354,900		421,000		474,600		535,200	
	34	357,200		422,800		476,700		537,000	
	35	359,300		424,600		478,800		538,700	

	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任 用職 員以 外の 職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		

	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1	級	2	級	3	級	4	級
	号 俸	給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額		給 料 月 額	
		円		円		円		円	
	1	155,100		191,500		226,800		252,400	
	2	156,500		193,100		228,400		253,500	
	3	157,900		194,700		230,000		254,700	
	4	159,300		196,300		231,600		256,000	
	5	160,500		197,800		233,000		257,200	
	6	162,300		199,300		234,600		258,400	
	7	164,000		200,900		236,100		259,500	
	8	165,600		202,400		237,700		260,500	
	9	167,200		204,000		238,600		261,800	
	10	168,900		205,700		240,000		262,500	
	11	170,500		207,300		241,400		263,400	
	12	172,300		209,000		242,500		264,200	
	13	173,700		210,400		244,000		265,300	
	14	175,500		212,000		245,300		266,400	
	15	177,400		213,600		246,500		267,600	
	16	179,200		215,200		247,800		268,700	
	17	181,100		216,600		248,600		270,200	
	18	182,600		218,200		249,800		271,900	
	19	184,400		219,900		250,900		273,600	
	20	186,200		221,600		252,000		275,300	
	21	187,700		222,900		253,400		277,000	
	22	189,200		224,400		254,200		278,700	
	23	190,700		225,800		255,100		280,400	
	24	192,200		227,300		256,000		282,000	
	25	193,800		228,500		257,000		283,700	
	26	195,100		229,900		258,100		285,400	
	27	196,600		231,200		259,200		287,200	
	28	198,000		232,400		260,400		288,800	
	29	199,500		233,600		261,800		290,200	
	30	200,700		234,900		263,400		291,800	
	31	202,000		236,400		265,000		293,400	
	32	203,300		237,700		266,500		295,100	
	33	204,700		238,700		267,800		296,800	
	34	206,100		240,000		269,500		298,500	
	35	207,400		240,900		271,100		300,300	

5 級	6 級	7 級	8 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
282,100	327,000	371,100	437,200
284,000	329,000	373,800	439,800
286,100	331,200	376,400	442,300
288,100	333,400	379,100	444,900
290,200	335,200	381,500	447,300
292,300	337,400	384,200	449,800
294,200	339,400	386,800	452,300
296,200	341,600	389,500	454,800
298,000	343,400	391,600	457,200
299,900	345,500	393,900	459,600
301,500	347,600	396,100	462,200
303,100	349,700	398,300	464,600
305,100	351,200	400,400	467,100
307,000	353,200	402,400	468,600
309,100	355,100	404,400	469,900
311,100	357,100	406,500	471,200
313,100	358,900	408,300	472,400
315,100	360,900	410,300	473,700
317,200	362,900	412,200	475,000
319,300	364,900	414,300	476,300
321,100	366,700	416,100	477,500
323,100	368,700	417,700	478,900
324,900	370,800	419,300	480,300
326,900	372,900	420,800	481,500
328,600	374,300	422,300	482,900
330,500	376,100	423,600	484,200
332,500	377,900	424,900	485,600
334,500	379,600	426,200	487,000
335,800	381,400	427,500	488,400
337,600	382,900	428,700	489,500
339,300	384,500	429,900	490,600
341,100	386,200	431,000	491,700
342,800	387,500	432,200	492,800
344,600	388,800	433,400	493,700
346,500	390,100	434,600	494,600

	36	208,800	242,100	272,700	302,100
	37	209,900	243,400	274,100	303,400
	38	211,200	244,500	275,600	305,100
	39	212,500	245,600	277,200	306,600
	40	213,800	246,700	278,600	308,200
	41	214,900	247,800	279,800	309,900
	42	216,100	248,700	281,200	311,600
	43	217,300	249,600	282,700	313,200
	44	218,500	250,400	284,200	314,900
	45	219,600	251,500	285,700	315,800
	46	220,700	252,800	287,400	317,200
	47	221,700	254,100	289,100	318,700
	48	222,700	255,300	290,700	320,300
	49	223,600	256,800	291,900	321,700
	50	224,500	258,200	293,500	323,000
	51	225,400	259,400	294,800	324,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500
再任 用職 員以 外の 職員	53	226,600	261,600	297,700	326,600
	54	227,400	262,900	299,200	327,600
	55	228,000	264,200	300,600	328,700
	56	228,800	265,300	302,100	329,700
	57	229,500	266,100	303,100	330,200
	58	230,200	267,300	304,300	331,100
	59	230,800	268,500	305,500	331,900
	60	231,400	269,600	306,900	332,800
	61	232,100	270,500	308,200	333,600
	62	232,700	271,600	309,400	333,900
	63	233,300	272,700	310,700	334,500
	64	234,000	273,800	311,900	335,200
	65	234,600	274,600	313,300	335,800
	66	235,300	275,700	314,100	336,500
	67	236,000	276,600	314,900	337,200
	68	236,700	277,700	315,700	337,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	

348,300	391,300	435,800	495,500
350,100	392,400	437,100	496,500
351,800	393,600	437,900	
353,400	394,700	438,300	
355,100	395,800	439,000	
356,300	396,600	439,500	
357,400	397,400	439,900	
358,600	398,200	440,300	
359,800	399,000	440,700	
361,000	399,400	441,100	
361,800	400,000	441,500	
363,000	400,500	441,900	
364,100	400,900	442,200	
365,100	401,300	442,500	
366,100	401,600	442,900	
367,100	401,900	443,200	
368,100	402,200	443,500	
368,900	402,500	443,800	
369,700	402,800		
370,600	403,100		
371,500	403,400		
372,000	403,700		
372,800	404,000		
373,600	404,300		
374,400	404,700		
374,800	404,900		
375,500	405,200		
376,200	405,500		
376,900	405,800		
377,300	406,000		
377,900	406,300		
378,600	406,600		
379,200	406,900		
379,600	407,100		
380,100			
380,600			
381,100			
381,700			
382,200			
382,800			
383,400			
383,900			
384,400			

79	242,900	286,500	322,000	343,800
80	243,200	287,100	322,500	344,200
81	243,500	287,800	323,100	344,500
82	243,800	288,300	323,600	344,800
83	244,100	288,700	324,000	345,200
84	244,400	289,100	324,500	345,500
85	244,700	289,300	325,000	346,000
86		289,500	325,400	346,300
87		289,700	325,600	346,600
88		289,900	326,000	346,900
89		290,300	326,400	347,300
90		290,500	326,800	347,600
91		290,700	327,200	348,000
92		290,900	327,600	348,300
93		291,300	327,900	348,700
94		291,500	328,100	349,000
95		291,700	328,500	349,300
96		292,000	328,800	349,600
97		292,400	329,000	349,900
98		292,700	329,300	350,300
99		292,900	329,600	350,700
100		293,200	329,900	351,100
101		293,500	330,100	351,600
102		293,700	330,400	352,000
103		293,900	330,800	352,400
104		294,200	331,000	352,800
105		294,500	331,200	353,300
106			331,400	
107			331,800	
108			332,000	
109			332,200	
110			332,600	
111			333,000	
112			333,400	
113			333,600	
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他

384,900			
385,400			
385,700			
386,200			
386,600			
387,000			
387,400			
387,900			
388,300			
388,700			
389,100			
282,100	322,800	365,000	426,500

の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級	1	2	3	4
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700
	2	171,300	198,900	245,400	266,600
	3	172,800	200,900	247,200	267,500
	4	174,200	202,800	249,000	268,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900
	6	177,100	206,900	251,700	269,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500
	9	181,300	213,200	254,900	272,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200
	12	186,100	217,200	257,500	275,200
	13	187,500	218,600	258,600	276,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300
	17	195,500	224,100	261,800	280,600
	18	197,500	225,600	262,700	281,800
	19	199,500	227,100	263,500	282,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000
	21	203,500	229,700	265,200	285,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100
	23	207,500	233,100	266,800	288,400
	24	209,600	234,700	267,600	289,700
	25	211,200	236,000	268,600	290,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600
	29	216,200	242,700	272,500	296,600
	30	217,300	244,100	273,700	298,000
	31	218,600	245,400	275,200	299,400
	32	219,700	246,500	276,500	300,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300
	34	222,300	248,600	279,400	303,800
	35	223,600	249,500	280,600	305,400

5 級	6 級	7 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
288,400	330,100	374,100
290,000	332,200	376,700
291,600	334,200	379,400
293,400	336,400	382,000
295,000	338,400	384,200
296,800	340,500	386,600
298,500	342,600	388,900
300,200	344,700	391,200
301,900	346,200	393,200
303,500	348,200	395,300
304,800	350,100	397,500
306,100	352,100	399,800
307,600	354,000	401,700
309,200	356,100	403,700
311,000	358,200	405,900
312,800	360,200	408,100
314,500	362,200	410,100
316,100	364,200	412,300
317,800	366,300	414,500
319,500	368,400	416,600
320,900	370,100	418,500
322,400	372,200	420,400
323,900	374,300	422,200
325,400	376,300	424,100
326,800	378,300	425,800
328,200	379,900	427,400
329,700	381,800	429,100
331,300	383,700	430,700
332,400	385,500	432,000
333,900	387,200	433,300
335,300	389,100	434,900
336,800	390,900	436,400
338,400	392,600	438,100
339,900	394,300	439,700
341,500	396,100	441,100

36	224, 900	250, 500	281, 800	307, 000
37	226, 000	251, 200	283, 300	308, 300
38	227, 400	252, 200	284, 500	309, 700
39	228, 700	253, 100	285, 900	311, 100
40	230, 100	254, 100	287, 100	312, 700
41	231, 000	254, 500	288, 100	314, 200
42	232, 400	255, 400	289, 400	315, 600
43	233, 700	256, 200	290, 700	317, 000
44	235, 100	256, 900	292, 100	318, 500
45	236, 300	257, 700	293, 400	319, 300
46	237, 700	258, 400	294, 800	320, 700
47	239, 000	259, 300	296, 300	322, 100
48	240, 300	260, 100	297, 800	323, 600
49	241, 200	260, 900	298, 900	324, 700
50	242, 300	261, 800	300, 200	326, 100
51	243, 300	262, 700	301, 400	327, 400
52	244, 300	263, 700	302, 800	328, 700
53	245, 000	264, 800	304, 200	330, 100
54	246, 000	266, 000	305, 500	331, 500
55	246, 900	267, 300	306, 900	332, 900
56	247, 800	268, 600	308, 300	334, 200
57	248, 500	270, 000	309, 100	335, 100
58	249, 500	271, 500	310, 300	336, 400
59	250, 100	272, 900	311, 500	337, 600
60	250, 900	274, 300	312, 900	338, 900
61	251, 700	275, 600	314, 000	340, 000
62	252, 500	276, 900	315, 300	340, 900
63	253, 300	278, 300	316, 600	342, 100
64	254, 100	279, 400	317, 800	343, 400
65	254, 800	280, 500	319, 100	344, 500
66	255, 500	281, 800	320, 400	345, 700
67	256, 300	283, 100	321, 700	346, 900
68	257, 000	284, 400	323, 000	348, 000
69	257, 800	285, 500	323, 700	349, 000
70	258, 600	287, 000	324, 800	350, 000
71	259, 500	288, 500	325, 900	351, 100
72	260, 500	289, 900	326, 800	352, 200
73	261, 800	290, 900	328, 100	353, 000
74	263, 100	292, 300	328, 800	354, 100
75	264, 200	293, 500	329, 900	355, 200
76	265, 300	294, 800	331, 100	356, 300
77	266, 200	296, 200	332, 200	357, 000
78	267, 200	297, 500	333, 400	357, 800

343, 000	397, 800	442, 500
344, 700	399, 400	443, 600
346, 300	401, 100	444, 900
347, 800	402, 900	446, 200
349, 400	404, 700	447, 600
350, 600	406, 200	448, 600
352, 100	407, 700	449, 300
353, 600	409, 200	450, 100
355, 000	410, 500	450, 700
356, 600	411, 600	451, 600
357, 600	412, 700	452, 300
359, 100	413, 800	453, 100
360, 400	415, 000	453, 900
361, 800	416, 300	454, 600
363, 200	417, 400	455, 300
364, 500	418, 600	456, 000
365, 900	419, 700	456, 800
367, 400	420, 900	457, 600
368, 600	421, 900	458, 400
369, 700	423, 000	459, 100
370, 900	424, 100	459, 800
372, 000	425, 200	460, 600
372, 900	425, 700	
373, 900	426, 300	
374, 900	426, 700	
375, 500	427, 300	
376, 300	427, 800	
377, 100	428, 200	
377, 900	428, 700	
378, 600	429, 300	
379, 300	429, 700	
380, 100	430, 000	
380, 800	430, 300	
381, 400	430, 700	
382, 000	431, 100	
382, 700	431, 400	
383, 300	431, 700	
384, 000	432, 100	
384, 500	432, 500	
385, 100	432, 800	
385, 600	433, 100	
386, 000	433, 500	
386, 600	433, 900	

再任 用職 員以 外の 職員	79	268,400	298,700	334,500	358,600
	80	269,400	300,000	335,700	359,300
	81	270,300	300,500	336,800	359,900
	82	271,200	301,700	337,900	360,400
	83	272,200	302,800	338,900	361,000
	84	273,100	304,000	340,000	361,500
	85	273,900	305,100	340,900	362,100
	86	274,700	306,300	341,900	362,600
	87	275,600	307,500	342,800	363,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700
	89	277,300	309,900	344,800	364,100
	90	278,200	311,100	345,600	364,500
	91	279,000	312,300	346,400	365,100
	92	280,000	313,500	347,200	365,600
	93	280,900	314,300	347,800	365,900
	94	281,900	315,000	348,400	366,400
	95	282,800	315,700	349,100	366,800
	96	283,800	316,300	349,700	367,100
	97	284,400	317,000	350,100	367,700
	98	285,200	317,300	350,500	368,200
	99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		

387, 100	434, 200
387, 400	434, 500
387, 700	434, 900
388, 200	
388, 600	
388, 900	
389, 200	
389, 700	
390, 200	
390, 600	
390, 900	
391, 300	
391, 800	
392, 200	
392, 600	

122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	
150	304, 700	336, 500	
151	305, 000	336, 900	
152	305, 300	337, 300	
153	305, 700	337, 600	
154	305, 900		
155	306, 100		
156	306, 400		
157	306, 700		
158	307, 000		
159	307, 300		
160	307, 600		
161	308, 000		
162	308, 300		
163	308, 600		
164	308, 900		

	165	309,300			
	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員

289, 100	326, 200	370, 600

で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「397,000」を「398,000」に改め、同条第2項の表中「331,000」を「332,000」に改める。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月7日付け勧告に鑑み、北海道職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 13 号 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例案

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700

給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
361,800	410,600	450,200	510,100	
363,800	412,400	451,600	511,600	
365,700	414,300	453,100	513,100	
367,700	416,100	454,500	514,200	
369,600	417,600	455,800	515,300	
371,600	419,100	457,100	516,500	
373,600	420,700	458,300	517,700	
375,100	422,300	459,300	518,700	
376,900	423,600	460,000	519,600	
378,700	424,900	460,800	520,500	
380,300	426,100	461,500	521,400	
382,100	427,300	462,200	522,200	
383,500	428,600	463,000	523,100	
385,000	429,900	463,700	523,800	
386,600	431,100	464,300	524,300	

	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
再任	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
用職	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
員以	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
外の	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
学校	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
職員	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500

388,000	432,300	464,800	525,000
389,200	433,100	465,400	525,600
390,400	433,900	466,000	526,400
391,500	434,700	466,600	527,000
392,600	435,300	467,100	527,500
393,800	436,000	467,600	528,100
395,000	436,700	468,000	528,900
396,100	437,400	468,300	529,500
396,800	438,200	468,600	530,000
397,500	439,000		
398,200	439,400		
398,900	440,100		
399,500	440,600		
400,100	441,000		
400,600	441,400		
401,000	441,800		
401,400	442,200		
401,700	442,600		
402,000	443,000		
402,300	443,300		
402,600	443,600		
402,900	444,000		
403,200	444,300		
403,500	444,600		
403,800	444,900		
404,100			
404,400			
404,700			
405,000			
405,300			
405,600			
405,900			
406,100			
406,400			
406,700			
407,000			
407,200			
407,500			
407,800			
408,000			
408,200			
408,500			
408,800			

80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94		294, 900	342, 600	381, 500	
95		295, 200	343, 100	381, 900	
96		295, 600	343, 500	382, 300	
97		295, 800	343, 700	382, 600	
98		296, 100	344, 100	383, 100	
99		296, 500	344, 500	383, 500	
100		296, 900	344, 800	383, 900	
101		297, 100	345, 100	384, 200	
102		297, 400	345, 500	384, 700	
103		297, 800	345, 900	385, 100	
104		298, 100	346, 300	385, 500	
105		298, 300	346, 800	385, 800	
106		298, 600	347, 200		
107		299, 000	347, 600		
108		299, 300	348, 000		
109		299, 500	348, 500		
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			
117		301, 900			
118		302, 100			
119		302, 400			
120		302, 700			
121		303, 100			
122		303, 300			

409,000

409,200

409,500

409,800

410,000

410,200

	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第

315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

22条第1項各号に掲げる学校職員及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000

	36	228, 200	281, 500	342, 000	397, 600	472, 700
	37	229, 700	283, 800	344, 100	398, 800	473, 300
	38	231, 500	285, 500	346, 200	400, 300	474, 000
	39	233, 300	287, 400	348, 400	401, 700	474, 700
	40	235, 100	289, 200	350, 500	403, 100	475, 400
	41	236, 800	290, 600	352, 400	404, 800	476, 000
	42	238, 500	292, 700	354, 500	406, 200	476, 700
	43	240, 100	294, 700	356, 400	407, 500	477, 400
	44	241, 700	296, 900	358, 500	409, 000	478, 100
	45	242, 900	298, 900	360, 300	410, 600	478, 700
	46	244, 200	301, 300	362, 300	411, 900	479, 400
	47	245, 500	303, 500	364, 200	413, 400	480, 100
	48	246, 600	306, 100	366, 200	415, 000	480, 800
	49	247, 900	308, 300	367, 800	416, 700	481, 400
	50	249, 300	310, 700	369, 600	418, 100	
	51	250, 500	313, 000	371, 500	419, 700	
	52	251, 900	315, 200	373, 500	421, 200	
	53	253, 000	317, 300	375, 300	422, 900	
	54	254, 200	319, 100	377, 100	424, 400	
	55	255, 500	320, 700	378, 900	426, 000	
	56	256, 500	322, 300	380, 600	427, 600	
	57	257, 800	324, 200	382, 100	429, 100	
	58	258, 500	326, 300	383, 700	430, 600	
	59	259, 600	328, 400	385, 400	431, 800	
	60	260, 600	330, 400	387, 100	433, 000	
	61	261, 700	332, 500	388, 300	434, 200	
	62	262, 600	334, 600	389, 700	435, 500	
	63	263, 700	336, 800	391, 100	436, 800	
	64	264, 500	339, 000	392, 400	438, 000	
	65	265, 800	340, 700	393, 800	439, 200	
	66	267, 200	342, 900	395, 000	440, 400	
	67	268, 600	344, 900	396, 400	441, 600	
	68	270, 200	347, 100	397, 800	442, 800	
	69	271, 500	348, 900	399, 100	444, 000	
	70	272, 800	350, 800	400, 400	445, 200	
	71	274, 100	352, 800	401, 800	446, 400	
	72	275, 400	354, 800	403, 100	447, 600	
再任	73	276, 400	356, 400	404, 400	448, 700	
用職	74	277, 600	358, 300	405, 800	449, 300	
員以	75	278, 900	360, 100	407, 200	449, 800	
外の	76	279, 900	362, 000	408, 500	450, 300	
	77	280, 800	363, 800	409, 700	450, 800	
	78	281, 800	365, 500	410, 900	451, 400	

学校	79	282, 800	367, 200	412, 200	451, 900
	80	283, 800	368, 800	413, 600	452, 400
職員	81	284, 900	370, 300	414, 900	452, 900
	82	286, 100	371, 800	416, 100	453, 500
	83	287, 300	373, 300	417, 100	454, 000
	84	288, 500	374, 700	418, 300	454, 500
	85	289, 500	375, 800	419, 500	455, 000
	86	290, 600	377, 200	420, 700	455, 600
	87	291, 600	378, 600	421, 900	456, 100
	88	292, 800	379, 900	422, 900	456, 600
	89	293, 900	381, 200	424, 000	457, 100
	90	295, 000	382, 500	425, 000	
	91	296, 200	383, 700	426, 000	
	92	297, 400	385, 000	427, 000	
	93	297, 900	386, 300	427, 900	
	94	298, 900	387, 400	428, 700	
	95	300, 000	388, 700	429, 500	
	96	301, 200	389, 900	430, 300	
	97	302, 200	391, 300	431, 100	
	98	303, 300	392, 300	431, 500	
	99	304, 300	393, 400	431, 900	
	100	305, 400	394, 400	432, 300	
	101	306, 300	395, 300	432, 700	
102	307, 400	396, 300	433, 000		
103	308, 500	397, 400	433, 300		
104	309, 500	398, 500	433, 600		
105	310, 100	399, 200	433, 900		
106	311, 000	400, 100	434, 200		
107	311, 800	401, 000	434, 500		
108	312, 600	401, 900	434, 700		
109	313, 500	402, 700	434, 900		
110	313, 900	403, 600	435, 200		
111	314, 300	404, 400	435, 500		
112	314, 800	405, 200	435, 700		
113	315, 400	405, 800	435, 900		
114	315, 800	406, 500	436, 200		
115	316, 300	407, 200	436, 500		
116	316, 800	407, 900	436, 700		
117	317, 400	408, 500	436, 900		
118	317, 900	409, 000			
119	318, 300	409, 400			
120	318, 800	409, 800			
121	319, 300	410, 200			

122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200

	36	227, 700	254, 700	342, 000	366, 600	448, 700
	37	229, 100	257, 000	344, 000	368, 500	449, 200
	38	230, 800	259, 400	345, 900	370, 000	449, 700
	39	232, 500	261, 900	347, 900	371, 300	450, 200
	40	234, 200	264, 100	349, 800	372, 900	450, 700
	41	235, 800	266, 600	351, 300	374, 000	451, 200
	42	237, 500	268, 900	353, 100	375, 400	451, 700
	43	239, 100	271, 100	354, 700	376, 800	452, 200
	44	240, 700	273, 200	356, 400	378, 300	452, 700
	45	242, 300	275, 300	358, 200	379, 700	453, 200
	46	243, 800	277, 500	359, 900	381, 300	453, 700
	47	245, 100	279, 600	361, 200	382, 900	454, 200
	48	246, 400	281, 500	362, 800	384, 400	454, 700
	49	247, 500	283, 800	364, 000	385, 800	455, 200
	50	248, 800	285, 500	365, 500	387, 300	
	51	250, 200	287, 400	367, 100	388, 800	
	52	251, 300	289, 200	368, 700	390, 200	
	53	252, 400	290, 600	370, 100	391, 400	
	54	253, 800	292, 700	371, 600	392, 700	
	55	254, 800	294, 700	373, 100	393, 800	
	56	255, 800	296, 900	374, 600	394, 900	
	57	257, 000	298, 900	376, 100	396, 300	
	58	258, 000	301, 300	377, 500	397, 500	
	59	259, 100	303, 500	378, 900	398, 700	
	60	260, 100	306, 100	380, 200	400, 000	
	61	261, 300	308, 300	381, 100	401, 200	
	62	262, 000	310, 700	382, 300	402, 200	
	63	262, 900	313, 000	383, 500	403, 600	
	64	263, 500	315, 200	384, 600	404, 900	
	65	264, 500	317, 300	385, 500	406, 100	
	66	265, 900	319, 100	386, 700	407, 200	
	67	267, 000	320, 700	387, 700	408, 400	
	68	268, 300	322, 300	388, 800	409, 500	
	69	269, 800	324, 200	390, 000	410, 500	
	70	271, 300	326, 300	391, 000	411, 700	
	71	272, 600	328, 400	392, 100	412, 900	
	72	274, 000	330, 400	393, 300	414, 100	
	73	274, 800	332, 500	394, 300	414, 700	
	74	275, 800	334, 600	395, 400	415, 500	
再任	75	277, 000	336, 800	396, 500	416, 200	
用職	76	278, 000	339, 000	397, 600	416, 700	
員以	77	279, 200	340, 700	398, 500	417, 000	
	78	280, 200	342, 600	399, 400	417, 400	

外の 学校 職員	79	281,400	344,300	400,400	417,800
	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	422,600
	95	295,100	368,200	411,000	422,900
	96	295,900	369,400	411,300	423,100
	97	296,700	370,400	411,600	423,300
	98	297,500	371,400	411,900	423,600
	99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100	
101	299,900	374,300	412,600	424,300	
102	300,400	375,300	412,900	424,600	
103	300,900	376,300	413,200	424,900	
104	301,400	377,300	413,400	425,100	
105	301,600	378,100	413,600	425,300	
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			

122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月7日付け勧告に鑑み、北海道学校職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 14 号 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700

	37	229, 100	257, 000	344, 000	368, 500	449, 200
	38	230, 800	259, 400	345, 900	370, 000	449, 700
	39	232, 500	261, 900	347, 900	371, 300	450, 200
	40	234, 200	264, 100	349, 800	372, 900	450, 700
	41	235, 800	266, 600	351, 300	374, 000	451, 200
	42	237, 500	268, 900	353, 100	375, 400	451, 700
	43	239, 100	271, 100	354, 700	376, 800	452, 200
	44	240, 700	273, 200	356, 400	378, 300	452, 700
	45	242, 300	275, 300	358, 200	379, 700	453, 200
	46	243, 800	277, 500	359, 900	381, 300	453, 700
	47	245, 100	279, 600	361, 200	382, 900	454, 200
	48	246, 400	281, 500	362, 800	384, 400	454, 700
	49	247, 500	283, 800	364, 000	385, 800	455, 200
	50	248, 800	285, 500	365, 500	387, 300	
	51	250, 200	287, 400	367, 100	388, 800	
	52	251, 300	289, 200	368, 700	390, 200	
	53	252, 400	290, 600	370, 100	391, 400	
	54	253, 800	292, 700	371, 600	392, 700	
	55	254, 800	294, 700	373, 100	393, 800	
	56	255, 800	296, 900	374, 600	394, 900	
	57	257, 000	298, 900	376, 100	396, 300	
	58	258, 000	301, 300	377, 500	397, 500	
	59	259, 100	303, 500	378, 900	398, 700	
	60	260, 100	306, 100	380, 200	400, 000	
	61	261, 300	308, 300	381, 100	401, 200	
	62	262, 000	310, 700	382, 300	402, 200	
	63	262, 900	313, 000	383, 500	403, 600	
	64	263, 500	315, 200	384, 600	404, 900	
	65	264, 500	317, 300	385, 500	406, 100	
	66	265, 900	319, 100	386, 700	407, 200	
	67	267, 000	320, 700	387, 700	408, 400	
	68	268, 300	322, 300	388, 800	409, 500	
	69	269, 800	324, 200	390, 000	410, 500	
	70	271, 300	326, 300	391, 000	411, 700	
	71	272, 600	328, 400	392, 100	412, 900	
	72	274, 000	330, 400	393, 300	414, 100	
	73	274, 800	332, 500	394, 300	414, 700	
	74	275, 800	334, 600	395, 400	415, 500	
再任	75	277, 000	336, 800	396, 500	416, 200	
用職	76	278, 000	339, 000	397, 600	416, 700	
員以	77	279, 200	340, 700	398, 500	417, 000	
外の	78	280, 200	342, 600	399, 400	417, 400	
	79	281, 400	344, 300	400, 400	417, 800	

学校 職員	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	422,600
	95	295,100	368,200	411,000	422,900
	96	295,900	369,400	411,300	423,100
	97	296,700	370,400	411,600	423,300
	98	297,500	371,400	411,900	423,600
	99	298,300	372,400	412,200	423,900
	100	299,000	373,400	412,400	424,100
	101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600	
103	300,900	376,300	413,200	424,900	
104	301,400	377,300	413,400	425,100	
105	301,600	378,100	413,600	425,300	
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			

123	306, 200	393, 200			
124	306, 500	393, 900			
125	306, 800	394, 500			
126		395, 200			
127		395, 700			
128		396, 300			
129		397, 000			
130		397, 600			
131		398, 100			
132		398, 600			
133		398, 900			
134		399, 200			
135		399, 500			
136		399, 800			
137		400, 100			
138		400, 400			
139		400, 700			
140		401, 000			
141		401, 300			
142		401, 600			
143		401, 900			
144		402, 200			
145		402, 400			
146		402, 700			
147		403, 000			
148		403, 200			
149		403, 400			
150		403, 700			
151		404, 000			
152		404, 200			
153		404, 400			
154		404, 700			
155		405, 000			
156		405, 200			
157		405, 400			
再任用職員	225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200

備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年北海道条例第 号）附則第2項及び第3項の規定を準用する。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月7日付け勧告に鑑み、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給料月額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 15 号 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例案

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の100」に、「100分の115」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公安職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300

給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円
321,300	347,600	381,900	422,800
323,500	349,800	384,100	424,600
325,600	352,100	386,000	426,500
327,600	354,300	388,100	428,400
329,700	356,300	389,800	429,800
331,500	358,400	391,800	431,500
333,200	360,600	393,600	433,100
334,800	362,800	395,400	434,600
336,500	364,500	397,100	436,200
338,800	366,700	399,100	437,900
341,000	368,700	401,100	439,500
343,300	370,900	403,200	441,100
345,300	372,700	404,900	442,200
347,400	374,800	407,000	443,800
349,600	376,800	409,000	445,600
351,700	378,900	411,100	447,400
353,700	380,500	412,800	449,000
355,700	382,500	414,500	450,800
357,700	384,400	416,200	452,600
359,800	386,400	417,800	454,300
361,500	388,100	419,500	455,900
363,500	390,200	421,100	457,600
365,300	392,300	422,500	459,200
367,400	394,300	424,000	461,000
369,100	396,000	425,300	462,500
371,100	398,000	426,700	463,900
373,100	400,100	428,200	465,400
375,100	402,200	429,800	466,700
376,900	403,700	431,100	467,900
379,000	405,500	432,800	468,600
381,100	407,200	434,500	469,300
383,100	408,900	436,100	470,000
385,000	410,600	437,500	470,500
387,100	412,100	439,200	471,300
389,200	413,700	440,900	472,000
391,100	415,200	442,500	472,600

	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200
再任	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700
用職	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300
員以	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800
外の	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300
職員	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300

392, 800	416, 500	443, 900	472, 900
394, 300	418, 000	444, 600	473, 500
395, 600	419, 500	445, 300	474, 000
397, 000	421, 000	446, 000	474, 500
398, 200	422, 500	446, 400	475, 000
399, 300	423, 800	447, 000	475, 400
400, 300	425, 100	447, 700	475, 800
401, 300	426, 300	448, 300	476, 200
402, 500	427, 300	449, 100	476, 500
403, 700	428, 000	449, 800	
404, 800	428, 800	450, 300	
406, 000	429, 600	450, 800	
407, 300	430, 100	451, 300	
408, 100	430, 500	451, 600	
408, 900	430, 900	451, 900	
409, 600	431, 200	452, 300	
410, 100	431, 500	452, 700	
410, 800	431, 900	452, 900	
411, 500	432, 200	453, 200	
412, 100	432, 500	453, 400	
412, 800	432, 800	453, 800	
413, 200	433, 100	454, 000	
413, 800	433, 400	454, 200	
414, 400	433, 700	454, 400	
414, 800	434, 000	454, 800	
415, 400	434, 300	455, 000	
415, 900	434, 600	455, 200	
416, 400	434, 900	455, 400	
416, 900	435, 200	455, 800	
417, 500	435, 500	456, 000	
417, 900	435, 800	456, 200	
418, 400	436, 100	456, 400	
418, 800	436, 300	456, 800	
419, 100	436, 600		
419, 400	436, 900		
419, 700	437, 200		
420, 000	437, 400		
420, 300	437, 700		
420, 600	438, 000		
420, 900	438, 300		
421, 100	438, 500		
421, 400	438, 800		
421, 700	439, 100		

80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200
98	305,300	329,400	356,100	386,100	
99	306,500	330,700	357,200	386,700	
100	307,700	332,000	358,400	387,200	
101	308,900	333,400	359,500	387,600	
102	309,900	334,300	360,600	388,100	
103	311,000	335,400	361,700	388,700	
104	312,000	336,600	362,900	389,200	
105	312,800	337,700	364,100	389,500	
106	313,400	338,800	364,600	389,900	
107	314,000	339,800	365,200	390,400	
108	314,700	340,900	365,800	390,700	
109	315,200	342,100	366,400	391,000	
110	315,700	343,100	366,900	391,500	
111	316,200	344,100	367,400	392,000	
112	316,800	345,000	367,900	392,500	
113	317,600	345,900	368,300	392,800	
114	318,300	346,800	368,700	393,300	
115	319,000	347,800	369,300	393,800	
116	319,700	348,800	369,800	394,300	
117	320,300	349,800	370,200	394,600	
118	321,100	350,300	370,700	395,100	
119	321,800	350,900	371,300	395,600	
120	322,600	351,500	371,800	396,100	
121	323,200	351,800	372,000	396,500	
122	323,500	352,200	372,500	397,000	

422, 000	439, 400		
422, 200	439, 600		
422, 500	439, 900		
422, 800	440, 200		
423, 000	440, 500		
423, 200	440, 700		
423, 500			
423, 800			
424, 000			
424, 200			
424, 500			
424, 800			
425, 000			
425, 200			

123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400	
124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900	
125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300	
126		353, 900	374, 400		
127		354, 400	374, 900		
128		354, 800	375, 400		
129		355, 200	375, 700		
130		355, 600	376, 200		
131		356, 000	376, 700		
132		356, 400	377, 200		
133		356, 600	377, 500		
134		357, 100	378, 000		
135		357, 500	378, 400		
136		357, 800	378, 800		
137		358, 100	379, 100		
138		358, 500	379, 600		
139		359, 000	380, 100		
140		359, 500	380, 600		
141		359, 800	380, 900		
142		360, 300			
143		360, 800			
144		361, 300			
145		361, 600			
再任用職員	241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100

備考 この表は、警察官に適用する。

319,200	342,800	377,900	409,500

別表第2 (第5条関係)

行政職

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700

給 料 表

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円	円	円
319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
361,800	410,600	450,200	510,100	
363,800	412,400	451,600	511,600	
365,700	414,300	453,100	513,100	
367,700	416,100	454,500	514,200	
369,600	417,600	455,800	515,300	
371,600	419,100	457,100	516,500	
373,600	420,700	458,300	517,700	
375,100	422,300	459,300	518,700	
376,900	423,600	460,000	519,600	
378,700	424,900	460,800	520,500	
380,300	426,100	461,500	521,400	
382,100	427,300	462,200	522,200	
383,500	428,600	463,000	523,100	
385,000	429,900	463,700	523,800	
386,600	431,100	464,300	524,300	

	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
再任	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
用職	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
員以	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
外の	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
職員	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500

388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
393, 800	436, 000	467, 600	528, 100
395, 000	436, 700	468, 000	528, 900
396, 100	437, 400	468, 300	529, 500
396, 800	438, 200	468, 600	530, 000
397, 500	439, 000		
398, 200	439, 400		
398, 900	440, 100		
399, 500	440, 600		
400, 100	441, 000		
400, 600	441, 400		
401, 000	441, 800		
401, 400	442, 200		
401, 700	442, 600		
402, 000	443, 000		
402, 300	443, 300		
402, 600	443, 600		
402, 900	444, 000		
403, 200	444, 300		
403, 500	444, 600		
403, 800	444, 900		
404, 100			
404, 400			
404, 700			
405, 000			
405, 300			
405, 600			
405, 900			
406, 100			
406, 400			
406, 700			
407, 000			
407, 200			
407, 500			
407, 800			
408, 000			
408, 200			
408, 500			
408, 800			

80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000
94		294, 900	342, 600	381, 500	
95		295, 200	343, 100	381, 900	
96		295, 600	343, 500	382, 300	
97		295, 800	343, 700	382, 600	
98		296, 100	344, 100	383, 100	
99		296, 500	344, 500	383, 500	
100		296, 900	344, 800	383, 900	
101		297, 100	345, 100	384, 200	
102		297, 400	345, 500	384, 700	
103		297, 800	345, 900	385, 100	
104		298, 100	346, 300	385, 500	
105		298, 300	346, 800	385, 800	
106		298, 600	347, 200		
107		299, 000	347, 600		
108		299, 300	348, 000		
109		299, 500	348, 500		
110		299, 900	348, 900		
111		300, 300	349, 200		
112		300, 600	349, 500		
113		300, 800	350, 000		
114		301, 000			
115		301, 300			
116		301, 700			
117		301, 900			
118		302, 100			
119		302, 400			
120		302, 700			
121		303, 100			
122		303, 300			

409,000

409,200

409,500

409,800

410,000

410,200

	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条

315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400
	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200
	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200
	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300
	33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800
	34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100
	35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400
	36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600

	37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800
	38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800
	39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800
	40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800
	41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200
	42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800
	43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500
	44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200
	45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800
	46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100
	47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700
	48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200
	49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500
	50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200
	51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900
	52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600
	53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200
再任	54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900
用職	55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600
員以	56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200
外の	57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600
職員	58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300
	59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000
	60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700
	61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100
	62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400
	63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700
	64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000
	65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200
	66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500
	67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800
	68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100
	69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300
	70			369,600	422,000	449,600
	71			370,000	422,600	449,900
	72			370,300	423,200	450,100
	73			370,800	423,700	450,300
	74			371,000	424,300	450,600
	75			371,500	424,800	450,900
	76			371,900	425,400	451,100
	77			372,200	425,900	451,300
	78			372,700	426,500	451,600
	79			373,200	427,200	451,900

80			373,700	427,800	452,100
81			374,200	428,100	452,300
82			374,600	428,700	
83			375,100	429,400	
84			375,600	430,000	
85			376,000	430,400	
86			376,500	430,900	
87			376,900	431,600	
88			377,400	432,300	
89			377,900	432,500	
90			378,400	433,000	
91			378,900	433,700	
92			379,400	434,400	
93			379,700	434,600	
94			380,100	435,100	
95			380,600	435,800	
96			381,000	436,500	
97			381,500	436,700	
98			381,800		
99			382,300		
100			382,700		
101			383,300		
102			383,600		
103			384,100		
104			384,500		
105			385,100		
106			385,400		
107			385,900		
108			386,300		
109			386,900		
110			387,200		
111			387,700		
112			388,100		
113			388,700		
再任用職員	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200

	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
再任 用職 員以 外の 職員	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600	439,900	
	75	265,700	319,700	389,200	440,400	
	76	266,700	320,800	389,900	440,900	
77	267,700	321,900	390,600	441,400		
78	268,800	322,900	391,200	442,000		
79	270,000	323,800	391,800	442,500		

80	270, 900	324, 700	392, 400	443, 000
81	272, 100	325, 800	393, 000	443, 500
82	273, 300	326, 600	393, 600	444, 100
83	274, 500	327, 300	394, 200	444, 600
84	275, 500	328, 100	394, 800	445, 100
85	276, 600	328, 600	395, 300	445, 600
86	277, 600	329, 100	395, 800	
87	278, 700	329, 600	396, 300	
88	279, 700	330, 100	397, 000	
89	280, 500	330, 400	397, 400	
90	281, 700	330, 900	397, 900	
91	282, 700	331, 400	398, 400	
92	283, 900	331, 900	399, 100	
93	284, 800	332, 200	399, 500	
94	285, 800	332, 600	400, 000	
95	286, 800	333, 100	400, 500	
96	287, 800	333, 600	401, 200	
97	288, 100	334, 100	401, 600	
98	289, 000	334, 600	402, 100	
99	289, 700	335, 100	402, 600	
100	290, 600	335, 600	403, 300	
101	291, 500	336, 100	403, 700	
102	292, 200	336, 600		
103	292, 900	337, 100		
104	293, 600	337, 600		
105	294, 300	338, 100		
106	294, 800	338, 500		
107	295, 300	339, 000		
108	295, 800	339, 400		
109	296, 000	339, 900		
110	296, 400	340, 300		
111	296, 700	340, 800		
112	297, 000	341, 200		
113	297, 300	341, 700		
114	297, 600	342, 100		
115	297, 900	342, 600		
116	298, 200	343, 000		
117	298, 500	343, 500		
118	298, 900	343, 900		
119	299, 200	344, 300		
120	299, 600	344, 700		
121	299, 900	345, 100		

再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第5条関係)

医療職

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700
	2	171,300	198,900	245,400	266,600
	3	172,800	200,900	247,200	267,500
	4	174,200	202,800	249,000	268,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900
	6	177,100	206,900	251,700	269,900
	7	178,600	209,100	252,800	270,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500
	9	181,300	213,200	254,900	272,600
	10	183,000	214,600	255,800	273,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200
	12	186,100	217,200	257,500	275,200
	13	187,500	218,600	258,600	276,200
	14	189,500	220,000	259,600	277,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300
	17	195,500	224,100	261,800	280,600
	18	197,500	225,600	262,700	281,800
	19	199,500	227,100	263,500	282,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000
	21	203,500	229,700	265,200	285,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100
	23	207,500	233,100	266,800	288,400
	24	209,600	234,700	267,600	289,700
	25	211,200	236,000	268,600	290,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600
	29	216,200	242,700	272,500	296,600
	30	217,300	244,100	273,700	298,000
	31	218,600	245,400	275,200	299,400
	32	219,700	246,500	276,500	300,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300
	34	222,300	248,600	279,400	303,800
	35	223,600	249,500	280,600	305,400
	36	224,900	250,500	281,800	307,000

給 料 表

5 級	6 級	7 級
給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
円	円	円
288,400	330,100	374,100
290,000	332,200	376,700
291,600	334,200	379,400
293,400	336,400	382,000
295,000	338,400	384,200
296,800	340,500	386,600
298,500	342,600	388,900
300,200	344,700	391,200
301,900	346,200	393,200
303,500	348,200	395,300
304,800	350,100	397,500
306,100	352,100	399,800
307,600	354,000	401,700
309,200	356,100	403,700
311,000	358,200	405,900
312,800	360,200	408,100
314,500	362,200	410,100
316,100	364,200	412,300
317,800	366,300	414,500
319,500	368,400	416,600
320,900	370,100	418,500
322,400	372,200	420,400
323,900	374,300	422,200
325,400	376,300	424,100
326,800	378,300	425,800
328,200	379,900	427,400
329,700	381,800	429,100
331,300	383,700	430,700
332,400	385,500	432,000
333,900	387,200	433,300
335,300	389,100	434,900
336,800	390,900	436,400
338,400	392,600	438,100
339,900	394,300	439,700
341,500	396,100	441,100
343,000	397,800	442,500

37	226,000	251,200	283,300	308,300
38	227,400	252,200	284,500	309,700
39	228,700	253,100	285,900	311,100
40	230,100	254,100	287,100	312,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600
43	233,700	256,200	290,700	317,000
44	235,100	256,900	292,100	318,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300
46	237,700	258,400	294,800	320,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600
49	241,200	260,900	298,900	324,700
50	242,300	261,800	300,200	326,100
51	243,300	262,700	301,400	327,400
52	244,300	263,700	302,800	328,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100
54	246,000	266,000	305,500	331,500
55	246,900	267,300	306,900	332,900
56	247,800	268,600	308,300	334,200
57	248,500	270,000	309,100	335,100
58	249,500	271,500	310,300	336,400
59	250,100	272,900	311,500	337,600
60	250,900	274,300	312,900	338,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000
62	252,500	276,900	315,300	340,900
63	253,300	278,300	316,600	342,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400
65	254,800	280,500	319,100	344,500
66	255,500	281,800	320,400	345,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900
68	257,000	284,400	323,000	348,000
69	257,800	285,500	323,700	349,000
70	258,600	287,000	324,800	350,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100
72	260,500	289,900	326,800	352,200
73	261,800	290,900	328,100	353,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100
75	264,200	293,500	329,900	355,200
76	265,300	294,800	331,100	356,300
77	266,200	296,200	332,200	357,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800
79	268,400	298,700	334,500	358,600

344, 700	399, 400	443, 600
346, 300	401, 100	444, 900
347, 800	402, 900	446, 200
349, 400	404, 700	447, 600
350, 600	406, 200	448, 600
352, 100	407, 700	449, 300
353, 600	409, 200	450, 100
355, 000	410, 500	450, 700
356, 600	411, 600	451, 600
357, 600	412, 700	452, 300
359, 100	413, 800	453, 100
360, 400	415, 000	453, 900
361, 800	416, 300	454, 600
363, 200	417, 400	455, 300
364, 500	418, 600	456, 000
365, 900	419, 700	456, 800
367, 400	420, 900	457, 600
368, 600	421, 900	458, 400
369, 700	423, 000	459, 100
370, 900	424, 100	459, 800
372, 000	425, 200	460, 600
372, 900	425, 700	
373, 900	426, 300	
374, 900	426, 700	
375, 500	427, 300	
376, 300	427, 800	
377, 100	428, 200	
377, 900	428, 700	
378, 600	429, 300	
379, 300	429, 700	
380, 100	430, 000	
380, 800	430, 300	
381, 400	430, 700	
382, 000	431, 100	
382, 700	431, 400	
383, 300	431, 700	
384, 000	432, 100	
384, 500	432, 500	
385, 100	432, 800	
385, 600	433, 100	
386, 000	433, 500	
386, 600	433, 900	
387, 100	434, 200	

再任 用職 員以 外の 職員	80	269,400	300,000	335,700	359,300
	81	270,300	300,500	336,800	359,900
	82	271,200	301,700	337,900	360,400
	83	272,200	302,800	338,900	361,000
	84	273,100	304,000	340,000	361,500
	85	273,900	305,100	340,900	362,100
	86	274,700	306,300	341,900	362,600
	87	275,600	307,500	342,800	363,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700
	89	277,300	309,900	344,800	364,100
	90	278,200	311,100	345,600	364,500
	91	279,000	312,300	346,400	365,100
	92	280,000	313,500	347,200	365,600
	93	280,900	314,300	347,800	365,900
	94	281,900	315,000	348,400	366,400
	95	282,800	315,700	349,100	366,800
	96	283,800	316,300	349,700	367,100
	97	284,400	317,000	350,100	367,700
	98	285,200	317,300	350,500	368,200
	99	285,800	317,900	351,000	368,700
	100	286,700	318,600	351,400	369,200
	101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		

387, 400	434, 500
387, 700	434, 900
388, 200	
388, 600	
388, 900	
389, 200	
389, 700	
390, 200	
390, 600	
390, 900	
391, 300	
391, 800	
392, 200	
392, 600	

123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		

--	--	--	--

	166	309,600			
	167	309,900			
	168	310,200			
	169	310,600			
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定

289, 100	326, 200	370, 600

めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

説 明

北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月7日付け勧告に鑑み、北海道地方警察職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。